

平成十五年二月二十八日提出  
質問 第三〇号

大臣等も知らずに大臣等の印が押されるケースもある専決に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

大臣等も知らずに大臣等の印が押されるケースもある専決に関する質問主意書

一 名義者と決裁者が異なるものを、いわゆる専決と呼ぶが、現在、国に存在するすべての専決についてお尋ねする。

1 省庁別に存在する専決の数をお示し願いたい。

2 専決のうち、名義者が大臣・長官等で、決裁者が大臣・長官等でないものについての省庁別の数をお示し願いたい。

二 現在、国に存在するすべての専決（名義者が大臣・長官等で、決裁者が大臣・長官等でないものに限る）についてお尋ねする。

1 それぞれ、その専決の内容を省庁別、専決別に、押印文書の提出先も含めてわかり易く説明願いたい。

2 その専決の根拠となる法令、政令、訓令、規則等を専決ごとにそれぞれお示し願いたい。

3 当該省庁に大臣・長官等が就任する際、大臣・長官等に対して、その専決の具体的な説明を行うか否か、それぞれの省庁、それぞれの専決ごとにお示し願いたい。

4 3において大臣・長官等に就任時に説明をしない専決があるとすれば、なぜ説明しないのか、その理由を専決ごとにお示し願いたい。

5 それぞれの専決の存在を、当該省庁の大臣・長官等が知っているか否か（本質問主意書の答弁書作成過程で知った場合は除く）を、それぞれの専決ごとにお示し願いたい。

6 今後、専決の見直しをする予定はあるか。あれば具体的に期限も明示してお示し願いたい。

7 今後、専決を大臣・長官等の就任時にきちんと説明するようにするか否か、お示し願いたい。

これまで説明していなかった専決について、説明した方が望ましいと考える専決があるとすれば、どの専決か理由も含めてお示し願いたい。

右質問する。